平成２５年（フ）第３１２号
相模原市緑区西橋本３丁目８番43号　Ｋコーポ西橋本205号
債務者　程田　京子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１５号
神奈川県座間市小松原２丁目51番14―408号　南林間ハイム
債務者　小笠原美登利
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２３号
神奈川県座間市相模が丘２丁目29番２―704号　グレイスメゾン城所ＰＡＲＴ－Ｉ
債務者　清水　　靖
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３３６号
静岡県伊豆市大沢680番地の４
債務者　黒澤　春世
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
京都府福知山市字長田2095番地の41
債務者　小畑伊久子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第６９６号
堺市北区南花田町65番地２―203
債務者　田中　義孝
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６９７号
大阪府東大阪市稲田新町３丁目４番29号
債務者　嶋藤三枝子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６２号
堺市西区草部1800番地３棟804号
債務者　小西　一博
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７４号
大阪府柏原市法善寺２丁目10番18―201号　パレーシャル飛鳥、前住所大阪府八尾市永畑町３丁目１番６―1108号
債務者　越川　敏美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２１号
大阪府柏原市太平寺２丁目16番23―107号　ハイグレイス、住民票上の住所山形県鶴岡市大東町６番20号
債務者　鈴木　清里
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３８号
堺市東区大美野169番地６
債務者　佐々木順一
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３９号
堺市東区大美野169番地６
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５１号
堺市南区若松台１丁４番14―202号、前住所堺市南区若松台１丁４番15―108号
債務者　シラエ・ツール・カマースこと　白江　保
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５４号
堺市西区浜寺船尾町西１丁153番地２　ハイネス諏訪森305号
債務者　川本　典行
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６６号
堺市中区深井清水町3382番地　深井ハイツ101号
債務者　今村　孝子（旧姓若田）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
高知市重倉23番地16
債務者　日浦　真彰
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７８号
高知県土佐市新居241番地１
債務者　中村　史麻
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　高知地方裁判所破産係